

一般社団法人 街の木ものづくりネットワーク（略称：マチモノ）  
サポーター会員 会員規約

第一条（会員規約の適用）

本規約は、一般社団法人街の木ものづくりネットワーク（以下「当法人」という）に、サポーター会員として入会した者に対する規約であり、会員として行う一切の行為に適用されるものとする。

第二条（会員の定義）

サポーター会員（以下「会員」という）とは、当法人の定款、第5条(2)に定める賛助会員、すなわち、「本社の目的に賛同し、本社の活動を賛助するために入会した個人及び団体」をいう。

第三条（入会申込）

入会の申込をする者は、第四条で定める入会金及び年会費を払込み、当法人が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、提出することとする。

第四条（入会金及び年会費）

入会金及び年会費は次の通り定める。

入会金は一律 7,200 円

年会費は 7,200 円、10000円、30000円、50000円の4種類。

（金額の多寡にかかわらず会員としての権利は同じです。飽くまで当会を資金的に応援したい方に向けたの設定となっていますので、ご自由にお選び下さい。）

第五条（禁止事項および入会申込の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合、入会を認めない場合がある。また、入会後に当該事実があると理事会が判断した場合においては、除名の対象となる場合がある。

- (1) 入会に関わる事項について、虚偽の情報を提出した場合
- (2) 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
- (3) 政治的もしくは宗教的活動を目的としている場合
- (4) 当法人の名前を理事会に無断で使用し、あるいはまた当法人の会員であることを示して、イベントやセミナー、物品の販売、その他の活動を行う場合。（理事会の承認を得た場合においては、その限りではない）
- (5) 当法人の名前を理事会に無断で使用し、あるいはまた当法人の会員であることを示して、運動的な事柄（例えば、樹木伐採や開発に対する反対運動等）に参加すること。またはそうした運動等に対して所見を述べるなど情報発信を行うこと。（個人としてそうした事柄に関わったり情報発信を行うことは問題ない）
- (6) その他、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第六条（会員特典）

- (1) 当法人が主催する会員限定のイベントや講習会、勉強会等（以下「イベント等」という）への参加ができます（イベント毎に設定される定員を超える場合については、その限りではない）
- (2) 当法人が主催するイベント等に優先的に参加できます（一般募集に先立ち一定期間、会員限定の告知を行います）
- (3) 当法人が主催するイベント等に参加する場合、会員価格にてご参加いただけます。

第七条（個人会員の資格継承）

個人で入会した会員が、退会あるいは死亡した場合、当該会員の会員資格は失われるものとする。第三者への資格継承はできないものとする。

第八条（会員情報の変更）

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかにその旨を当法人に通知しなければならない。

#### 第九条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その会員資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第十条（除名）

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。
- (2) この会員規約に違反したとき。
- (3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (4) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (5) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

#### 第十一条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

#### 第十二条（抛出金品の不返還）

既に納入した入会金、年会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

#### 第十三条（損害賠償）

- 1 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。
- 2 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

#### 第十四条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。